

## 中小・小規模事業者等事業継続支援金を拡充しました

商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した事業者に対し、事業継続に必要な経費を支援していますが、支援内容を拡充し、前年度の売上金額が1,000万円以上で、昨年より売上げが50%以上減少した、200平方メートル以上のホール(宴会場など)を有する事業者に対し、ホールの面積に応じた額を加算します。詳しくはお問い合わせください。

## 事業持続化支援金(観光関連)

観光振興課 ☎73-6632

新型コロナウイルス感染症の影響により旅行者が激減し、経営が悪化した宿泊事業者・観光バス事業者・民泊事業者などの事業継続に対する支援を行います。

※令和2年3月から5月までの任意の1カ月の売上金額が、前年同月比で50%以上減少している場合に限りです。

### 【宿泊事業者事業持続化支援金】

- 対象者…下記の①、②を満たす宿泊施設
  - ①旅館業法第3条のホテル営業、旅館営業の許可を受けている市内の宿泊施設(簡易宿泊施設は除く)
  - ②前年度売上金額が1,000万円以上であること
- 支給金額…下記の①、②、③で算出した合計額(上限300万円)
  - ①施設収容人数 × 2万円
  - ②施設従業員数 × 2万円
  - ③送迎用車両数 × 2万円



### 【観光バス等事業者事業持続化支援金】

- 対象者
  - 道路旅客運送業の営業許可を受けており、市内で営業する観光バス事業者およびタクシー事業者、または、長崎県公安委員会から自動車運転代行業として認定を受けている事業者
- 支給金額
  - 営業用として所有している車両ごとに支援
    - ①大型・中型バス…3万円/台
    - ②小型・マイクロバス…2万円/台
    - ③普通車…1万5千円/台
    - ④軽4輪…8千円/台



申請方法につきましては、市ホームページをご覧ください。  
また、他の支援制度と併用できない場合がありますので、詳しくはお問合せください。

## 南島原市誘客プロジェクト 宿泊キャンペーン

観光振興課 ☎73-6632

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費活動の活性化を目的に、観光産業への支援に取り組んでいます。

### 【南島原市誘客プロジェクト 宿泊キャンペーン】

- 期間…6月15日(月)～ ※5,000泊(先着)に達し次第終了
- 補助内容
  - 宿泊費(県などの補助金差引後)の半額+1,000円分クーポン券
  - ※宿泊費の補助上限は1人1泊あたり5,000円
  - ※オプション代、入湯税は対象外
  - ※1人1施設あたり3泊まで
  - ※支払い方法は現地決済のみ
  - ※「ながさき癒し旅」ウェルカムキャンペーン」と併用可
  - ※クーポン券は配布された宿泊施設では利用不可
- 利用方法
  - ①宿泊施設へ予約する際に、南島原市宿泊キャンペーン対象施設かどうかをご確認ください。
  - ②チェックインのとき、「南島原市宿泊キャンペーン」を利用する旨をお伝えください。
  - ※予約時でなく、チェックイン時に補助金が確定します。

### 【“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン】

- 実施期間…7月31日(金)まで
- 補助金額
  - 宿泊費1人1泊あたり実質5,000円分の割引
  - ※詳しくは長崎県観光連盟ホームページ「ながさき旅ネット」をご覧ください。



市誘客プロジェクト 宿泊キャンペーン ホームページ(南島原市)



“ながさき癒し旅” ウェルカムキャンペーン 特設ページ(長崎県)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策

### 特別定額給付金の申請を受け付けています

地域づくり課 ☎73-6631

市では5月に特別定額給付金申請書類を全世帯に郵送し、申請を受け付けています。

まだ申請がお済みでない人は、**令和2年8月11日までに申請**してください(郵送申請の場合は8月11日消印有効)。

申請には、申請書のほか本人(および代理人)の確認書類の写しおよび振込先の通帳の写しが必要になりますのでご注意ください。

- 給付対象者
  - 基準日(令和2年4月27日)時点で南島原市の住民基本台帳に記録されている人
- 受給権者…給付対象者の属する世帯の世帯主

### 就学援助制度

学校教育課 ☎73-6702

市立の小・中学校に就学しているお子さんが、学用品費や学校給食費の心配をすることなく義務教育が受けられるよう、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

新型コロナウイルス感染症の影響により給与収入が激減している人や売上げが激減した自営業の人など、家計が急変して学用品費や学校給食費などを支払うことが困難となった人は、就学援助の申請が可能となります。

詳しくは、お問い合わせください。

## ふるさと支え愛プロジェクト

商工振興課 ☎73-6633 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2  
Eメール:shoukoushinkou@city.minamishimabara.lg.jp FAX:82-3086

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が一変し、困難な状況に直面している学生が笑顔で生活できるように市特産品を贈り、未来を担う若者をふるさと全体で支えます。

- 対象者…市外に居住している短大、大学、大学院、専門学校、予備校などに通学している学生
- 対象要件…学生の年齢が18～30歳であり、家族が本市在住であること
- 支援内容…特産品詰め合わせセットを郵送します。
- ☑申込書に必要事項を記載のうえ、メール、ファックス、郵送などで令和2年8月31日までに提出してください。申込書は、市ホームページまたは右記QRコードからダウンロードできます。



## 元気に！食うポンキャンペーン

商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した飲食店事業者を支援し、市内の経済活動を活性化させるため、飲食店で使える「食うポン券」を全市民に配布する、「元気に！食うポンキャンペーン」を実施します。

☑基準日(令和2年6月1日)時点で南島原市の住民基本台帳に記録されている人

☑市内飲食店で利用できる食うポン券(市民1人あたり2,000円分(500円×4枚))を世帯ごとに配付

- 配付方法
  - ①6月に全世帯に案内と引換券(申込書)を送付しています。
  - ※万が一、届いていない場合は、最寄りの支所で引換券(申込書)を受け取って下さい。
  - ②地域ごとに期日と引換場所を指定していますので、引換券に必要な事項を記入の上、ご持参いただき「食うポン券」と交換してください。
  - ③配付の際には本人確認を行いますので、必ず本人(代理人による交換の場合は代理人)の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)と印かんをお持ちください。
- 利用可能店舗
  - 本キャンペーンに参加する市内飲食店
  - ※「食うポン券」交換時に店舗一覧を配付します。(市ホームページでも確認できます)
- 注意事項
  - ・食うポン券は現金への換金または金券の購入には利用できません。
  - ・食うポン券ご利用の際は、釣り銭は支払われません。
  - ・食うポン券の盗難または紛失による再発行はできません。